

看護師等に求められる能力と カリキュラム改正の意図

関根小乃枝[†]第73回国立病院総合医学会
(2019年11月9日 於 名古屋)

IRYO Vol. 75 No. 2 (135-139) 2021

要旨

少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。また、医療・介護分野においても、AI (Artificial Intelligence: 人工知能)、IoT (Internet of Things:モノのインターネット)等の情報通信技術 (ICT: Information and Communication Technology)の導入が急速に進んでいる。

これらの情勢の変化から、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、その中で看護職員 (保健師、助産師、看護師、准看護師、以下同じ。)には患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。

また、「医師の働き方改革に関する検討会報告書」(平成31(2019)年3月 厚生労働省)も踏まえ、チーム医療推進の観点からも、特定行為研修を修了した看護師の活用等によるタスク・シフティングや、タスク・シェアリングの推進等も期待されている。

そこで、国民や時代のニーズに対応できる看護職員を養成するために、厚生労働省では、現在の教育実態も踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討することを目的に看護基礎教育検討会を立ち上げ、議論を重ねてきた。具体的な教育内容や方法等の検討を行うに当たっては、検討会の下に職種別に4つのワーキンググループを設置し、より専門的かつ技術的な事項について議論を深めた。

令和元(2019)年10月に検討会報告書がとりまとまったことから、カリキュラム改正の意図を解説することにより、各看護師等養成所が行う改正カリキュラムの適用に向けた準備の一助になれば幸いである。

キーワード 看護職員 (保健師, 助産師, 看護師, 准看護師), カリキュラム改正, 看護師等養成所

背景

日本の人口ピラミッドの変化をみると、団塊の世

代がすべて75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となり、2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で65歳以上は全人口の約38%

厚生労働省医政局看護課 (2019年11月時点) †看護師

連絡先: 厚生労働省医政局看護課

(2020年8月4日受付, 2020年9月11日受理)

The Ability Required of Public Health Nurses, Midwives, Nurses and Assistant Nurses and the Intention of the Revision of Their Education Curriculum

Konoe Sekine, Nursing Division, Health Policy Bureau, Ministry of Health, Labor and Welfare

(Received Aug. 4, 2020, Accepted Sep. 11, 2020)

Key Words : public health nurses, midwives, nurses and assistant nurses, revision of education curriculum, training school of public health nurses, midwives, nurses and assistant nurses

となり、高齢化が進むことが予測されている。また、わが国における疾病構造は、平成27(2015)年のデータではあるが、生活習慣病は死亡割合の約6割を占め、主な死因別の死亡率の推移をみても近年ではがんや心疾患などが増え、感染症から生活習慣病へと変化してきている。

また、病床の機能分化・連携を進めるために、各都道府県が医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めている地域医療構想の中には、目指すべき医療提供体制を実現するための施策の1つとして、医療従事者の確保・養成も含まれる。実際に、看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師、以下同じ。)の就業者数は、年々増加しており、平成28(2016)年には166万人を超えているが、准看護師は近年緩やかに減少してきている。看護職員の職種別の就業場所を10年前と比較すると、病院で働く助産師、看護師、准看護師が減る一方で、介護施設等で働く看護職員が増えている。在宅医療を担う訪問看護ステーションで働く看護職員は微増にとどまっている。

さらに、2025年を目途に住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、各都道府県や市町村は医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指している。地域包括ケアシステムとは、概ね30分以内^{おおむ}に必要なサービスが提供される日常生活圏域、具体的には中学校区を単位として想定され、生活支援・介護予防、医療、介護の各サービスが必要ときに受けられる体制を指し、看護職員は中心的な役割を果たすことが期待されている。

令和元(2019)年11月の看護職員需給分科会の間とりまとめでは、暫定値であるものの、都道府県による2025年における供給推計は、指数平滑法による過去実績(3カ年)等と対比すると、約7万人の差が生じることが示され、今後も着実に看護師等を養成し、現場に供給することが求められている。

これらの状況を踏まえ、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、多職種が連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、その中で看護職員には患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。

看護師等養成所のカリキュラム改正の頻度に関する規定はなく、これまでの変遷から結果的に人口や

疾病構造、医療ニーズ等の変化に応じて5-10年に1回程度の頻度で見直しを行われてきている。国家試験への影響も考慮しつつ、厚生労働省の看護基礎教育検討会では、保健師、助産師、看護師、准看護師養成所の教育カリキュラムを、文部科学省の検討会では、大学等の教育カリキュラムを見直し、各報告書に示された改正案をもとに保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正が行われる予定である。

カリキュラム改正の意図

ここからは、今般のカリキュラム改正のポイントを解説していく。

まず、養成所全体に係る事項として教育方法の多様性に鑑み、臨地実習における1単位あたりの時間数の設定を保健師助産師看護師指定規則の規定に則り、30-45時間とするため、指導ガイドラインにある45時間の記載を削除することとした。また、柔軟なカリキュラム編成や学生が主体的に学ぶことができる教育方法を推進するため、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン上で総単位数と共に示している総時間数「○○時間以上」を示さないこととした。加えて、同ガイドラインの准看護師養成所のみに係る1時間を60分とする旨の記載を削除することとした。

続けて、職種別にみていく。保健師養成所の教育内容は、平成23(2011)年の第5次改正の現行から、公衆衛生看護学、保健医療福祉行政論の単位数を増やし、実習前後の講義や演習による教育内容の充実を図るとともに、指導ガイドラインで示されている保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度のレベルの引き上げ等を行った。総単位数は3単位増の31単位となり、指定規則及び指導ガイドライン改正のポイントは、以下に示すとおりである。

- 昨今の災害の多発、児童虐待の増加等の中、疫学データ及び保健統計等を用いて、地域をアセスメントし、事例を用いた演習等により健康課題への継続的な支援と社会資源の活用等の実践能力を強化できるよう公衆衛生看護学の内容を充実
- 施策化能力を強化するため、保健医療福祉行政論において政策形成過程について事例を用いた演習等により充実
- 産業保健・学校保健における活動の展開や、演習を通して健康危機管理等で求められる能力を

表1 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

別表3

教育内容		単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤	14	
	人間と生活・社会の理解		
専門基礎分野	人体の構造と機能	16	
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障	6	
専門分野	基礎看護学	11	
	地域・在宅看護論	6(4)	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	23	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	} 4	
	老年看護学		
	小児看護学		
	母性看護学		
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	総計		102(100)

強化することをガイドラインの留意点に明記
次に、助産師養成所の教育内容は、平成23（2011）年の第5次改正の現行から、助産診断・技術学、地域母子保健の単位数を増加させるとともに、指導ガイドラインに看護師同様、助産師教育の技術項目と卒業時の到達度を新設するなどした。総単位数は3単位増の31単位となり、指定規則及び指導ガイドライン改正のポイントは、以下に示すとおりである。

- 周産期のメンタルヘルスやハイリスク妊産婦への対応、正常からの逸脱の判断や異常を予測する臨床判断能力、緊急時に対応できる実践能力を養うために助産診断・技術学の内容を充実
- 産後うつや虐待等の支援として、地域における子育て世代を包括的に支援する能力が求められていることから、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために地域母子保健の内容を充実

次に、看護師養成所の3年課程の教育内容は、平成20（2008）年の第4次改正の現行の在宅看護論を地域・在宅看護論に改正し、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ、統合分野の区分を1つにし、専門分野に改正するなどした。指定規則の別表3（表1）改正案では、今回初めて保健師・看護師統合カリキュラムに適用される単位数が（ ）内に示されるとともに、備考にその解説が加えられた。総単位数は5単位増の102単位となり、指定規則及び指導ガイドライン改正のポイントは、以下に示すとおりである。

- 情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力やコミュニケーション能力の強化に関する内容を充実
- 臨床判断能力や倫理的判断等に必要の基礎的能力の強化のため解剖生理学等の内容を充実
- 対象や療養の場の多様化に対応できるよう「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更し、

内容を充実

- 各養成所の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定できるよう、臨地実習の単位数を設定

最後に、准看護師養成所の教育内容は、基礎分野において、各専門分野の土台となり、看護師教育との連動を考慮して教育内容の改正を行い、平成11(1999)年改正の現行では専門基礎科目に位置づけられていた看護と倫理、患者等の心理を含む内容を整理し、基礎看護の内容を強化した。時間数は1,890時間の現行を維持し、指定規則及び指導ガイドライン改正のポイントは、以下に示すとおりである。

- 養成所間の教育の標準化を図るため「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を新たに策定
- 基礎分野は専門基礎及び専門分野の教育の土台となるよう、また看護師教育との連動も考慮し、教育内容を「論理的思考の基盤」「人間と生活・社会」に変更
- 在宅等の多様な場における療養生活を支援する視点が重要であるため、基礎看護や臨地実習において指導ガイドラインの留意点に追記
- 准看護師と介護福祉士の科目履修の免除を基礎分野に限り可能とする旨を指導ガイドラインに追記

教育内容以外の改正事項として、教育体制、教育環境の見直しの主なポイントも紹介しておきたい。基礎看護学及び成人看護学の実習施設について、病院を1カ所以上確保することとしつつ、人々の療養の場の多様化を勘案し、一定の質を担保した上で多様な場での実習が推進されるよう要件を見直した。また、実習施設は都道府県内での確保を原則とするが、実習施設までの学生の移動等の負担を最小限となるよう考慮し、都道府県外の実習施設においても実習できるよう明示することとなった。さらに実習病院が同時に受け入れることができる学生数は、単に人数で目安を示すのではなく、効果的な実習が行われるよう、実習前後において養成所と実習施設が十分な調整を行い、実習の指導に当たる教員や実習指導者による適切な実習指導体制を確保することを明示することとなった。加えて、人々の療養の場の多様化に対応した看護実践能力を学生が習得できるよう、病院以外の場における実習の単位数に上限を

表2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則

別表4

教育内容		時間数
基礎分野	論理的思考の基盤	35
	人間と生活・社会	35
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105
	栄養	35
	薬理	70
	疾病の成り立ち	105
	保健医療福祉の仕組み	} 35
	看護と法律	
専門分野	基礎看護	385
	看護概論	70
	基礎看護技術	245
	臨床看護概論	70
	成人看護	} 210
	老年看護	
	母子看護	70
	精神看護	70
	臨地実習	735
	基礎看護	210
	成人看護	} 385
	老年看護	
	母子看護	70
	精神看護	70
総計		1,890

設けないこととした。

続いて、遠隔授業の実施については、基礎分野以外の分野でも、施設設備等教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられる場合は、40人以上を超える学生に対し同時に授業を行うことができることとし、体制整備等に留意することを前提に、養成所においても可能であることを明示することとなった。

検討会等では教員の負担軽減の必要性が指摘されたため、事務職員については、学生数等を勘案して1名以上を配置することとし、専任教員を補佐する教務事務の実施も含めた役割や、業務支援システム等の情報通信技術（ICT）の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保等の工夫を講ずることが望ましい旨も指導ガイドラインに明示することとなった。加えて指導の質を担保するために、実習指導教員については、業務経験に関する要件を明示することとなった。

検討会等では、単位数を増やすだけでなく教育方法の工夫により、教育効果を高めることが可能である旨が指摘されたことを踏まえ、養成所において

も一層、工夫が推進されるよう、指導ガイドラインにその旨を記載することとなった。

最後に、改正カリキュラム適用の時期は、看護師2年課程の令和5（2023）年度から、それ以外の課程は令和4（2022）年度からの予定としており、一定の準備期間を設けているため、各養成所におかれては変更手続きに必要な準備を進めていただきたい。

〈本論文は第73回国立病院総合医学会シンポジウム「未来の看護師を育む新カリキュラム」において「看護師等に求められる能力とカリキュラム改正の意図」として発表した内容に加筆したものである。〉

著者の利益相反：本論文発表内容に関連して申告なし。